

防人計第7548号
23.6.20

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

防衛省男女共同参画週間について（通達）

毎年6月23日から同月29日までの間を「防衛省男女共同参画週間」として設定し、防衛省における男女共同参画に関する取組を一層推進していくこととされたので通達する。
なお、防衛省男女共同参画週間に実施するその年における具体的な施策については、その都度、人事教育局長から通知させる。